事業主の皆さまへ

特定求職者雇用開発助成金のご案内
(生活保護受給者等雇用開発コース)

この助成金は、**生活保護受給者**や**生活困窮者**の方々の就職を促進するため、対象者を雇い入れる事業主に対して支給するものです。

雇い入れた労働者に対する配慮事項などについて、助成金の支給申請に合わせてご報告いただきます。また、ハローワーク職員が職場を訪問し、職場定着に向けた相談・支援を行っています。

対象となる労働者

雇入れ日において、３カ月を超えて①～③のいずれかの支援を受けている**生活保護受給者**または**生活困窮者**を、**ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者**（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に助成金を支給します。

① 地方公共団体からの支援要請に基づく**ハローワークにおける支援**
② 地方公共団体における**被保護者就労支援事業による支援**
③ 地方公共団体における**生活困窮者自立相談支援事業による就労支援**

※１ 職業紹介時に、上記①～③のいずかの支援対象者である旨をご説明します。
※２ 上記①～③の支援を２つ以上受けている（受けていた）場合は、それらの期間が通算して３カ月を超えている場合に、支給対象になります。
※３ 「継続して雇用する労働者」とは、正規雇用または無期雇用、もしくは有期雇用であって対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して２年以上であることをいいます。有期雇用の場合「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に対象となり、勤務成績等によりに更新の有無を判断する場合等は対象となりません。
※４ 上記①の「支援要請」とは、地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づく要請をいいます。
※５ 雇入れ日現在の満年齢が**65歳未満**の方に限ります。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給されます。

対象労働者	助成対象期間	支給総額		
			第１期	第２期
短時間労働者以外の労働者	１年 （１年）	**60万円 （50万円）**	30万円 （25万円）	30万円 （25万円）
短時間労働者	１年 （１年）	**40万円 （30万円）**	20万円 （15万円）	20万円 （15万円）

※１ （　）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。
※２ 「短時間労働者」とは、１週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
※３ 「短時間労働者以外の労働者」であっても、週あたりの賃金額が［最低賃金×30時間］を下回る場合、月ごとの平均労働時間により支給額を算定して支給します。
※４ 助成対象期間（１年）を６カ月ごとに区分した期間を支給対象期（第１期・第２期）といい、支給対象期ごとに一定額を支給します。

【ご案内】
本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練＋賃上げを実施した場合に、
本コースの１．５倍の助成額を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！
https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070401訓01

対象となる事業主

下表のすべてを満たす必要があります。

①	**雇用保険の適用事業主**であること
②	対象労働者を**ハローワークなどの紹介によって雇用保険の一般被保険者として継続して雇用する**ことが確実であると認められ、支給対象期の末日において対象労働者を**継続して雇用している**事業主であること
③	対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管していること

注意　**上記を満たす場合であっても、以下に該当する場合などは助成金が支給されません。**

- 基準期間（対象労働者の雇入れ日の前後６カ月）に、事業主の都合による従業員の解雇等（勧奨退職を含む）をしている場合
- 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者の６％を超えている場合（特定受給資格者となる離職者が３人以下の場合をのぞく）
- ハローワークなどの紹介以前に採用に向けた選考が開始されていた対象労働者を雇い入れる場合
- この助成金の対象労働者であることをあらかじめ把握せずに雇い入れる場合
- 各支給対象期の途中で、対象労働者を事業主の都合により離職させた場合
- 雇入れの前日から過去３年間に、当該雇入れに係る事業所と雇用・請負・委任の関係にあった者を雇い入れる場合
- 雇入れの前日から過去３年間に、当該雇入れに係る事業所で通算して３カ月を超えて訓練・実習等を受講した者を雇い入れる場合（生活保護受給者や生活困窮者に係る就労準備支援の一環として実施されるもの等をのぞく）

など

受給までの流れ

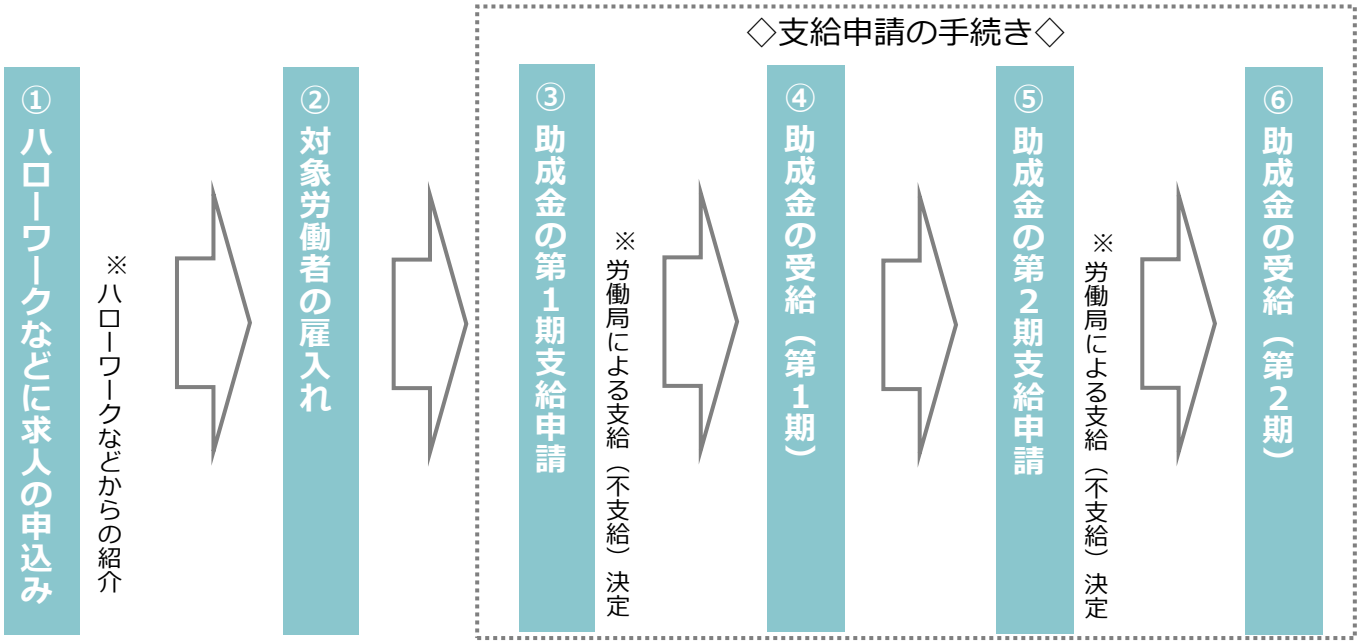

○ 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに行います。
○ 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から**２か月以内**です。
○ １回目の支給申請をしていない場合でも、２回目の支給申請を行うことができます。（ただし、既に支給申請期間が終了した支給対象期の助成金は支給されません。）

！　**このほかにも助成金の支給に関する要件があります。詳しくは都道府県労働局（職業安定部）またはハローワークにお問い合わせください。**